

一般社団法人延岡市体育協会加盟団体活動育成事業等補助金交付要項

- 1 目的
定款第4条第1項第2号に基づき、加盟団体の活動及び組織の発展を支援する。
- 2 補助対象
 - (1) 加盟団体活動育成事業等補助金…全ての加盟団体
 - (2) 支部運営助成金 …3北支部
- 3 補助対象経費
別途内示する
- 4 事務手続き

補助金の内示	本会から加盟団体へ補助金等を内示する
補助金申請	加盟団体は本会へ補助金を申請する。
補助金交付	本会から加盟団体に交付決定を通知する。 同時に本会から加盟団体に補助金を交付する。
事業実施	
事業実績報告	加盟団体は事業終了後30日以内に本会へ報告する。
確定通知	本会から加盟団体へ額の確定通知を行う。
- 5 補助金は別に定める「補助金の執行に関する取扱い」に基づき適正に執行しなければならない。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。